

# 神戸市立学校園施設包括管理業務委託事業(第2期)にむけた サウンディング型市場調査 実施要領

## 1. 本調査の趣旨

本市では、市立学校園の効率的・効果的な維持管理を推進し、学校施設の安心・安全な環境整備を行っていくため、従来、施設ごと、業務ごとに発注していた保守点検や清掃、修繕等の業務について、民間事業者包括的に委託する「神戸市立学校園施設包括管理業務委託事業」(第1期)(2021年度～2025年度)を実施しています。

現在、第2期の開始に向けて、さらなる効率的・効果的な維持管理の方法や業務範囲について検討しているところです。

本調査は、対話型の調査を通じて、事業者の皆さまの本業務への参入意向や参入しやすい公募条件を把握するために実施するものです。

なお、調査への参加の有無や調査における意見の内容は、受託予定者選定時の提案審査には一切影響しません。

## 2. 事業概要

### (1)対象施設

学校園施設 299 施設(2024.4.1 現在) [約 800 棟、延床面積約 170 万㎡]

○小学校(義務教育学校含む) 163 校	○中学校(義務教育学校含む) 84 校
○高等学校 8 校	○幼稚園 32 園
○特別支援学校 6 校	○旧幼稚園 6 施設

※学校園施設の老朽化状況は、以下の URL からご確認いただけます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a11243/kosodate/education/program/llplan.html>

### (2)業務内容

#### ア. 施設管理マネジメント業務

小修繕等業務及び保守点検等業務を含めた施設管理の総合マネジメントを行う。

定期的な施設巡回(学校:2ヶ月に1回、幼稚園:3ヶ月に1回)を行う。

#### イ. 小修繕等の受付(窓口)、現地調査、改修提案

学校園等から小修繕等の要望を受付けるヘルプデスク機能(形態は問わないが必置とする。24時間対応を想定)を用意し、現地調査を行い、改修優先度及び改修方法等の提案を行う。

#### ウ. 小修繕等発注・監理・支払業務

本市と実施の可否を協議の上、小修繕等の発注・監理・支払いを行う。

※小修繕等業務については再委託可

#### エ. 保守点検等業務

包括管理業務に含める保守点検等業務は下記のとおり。

なお、点検の結果判明した不具合等について、改修等を併せて実施する。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| ・公共建築物定期点検業務(建築基準法) | ・プールろ過設備点検業務 |
| ・フロン漏えい点検           | ・フロン漏えい簡易点検  |
| ・増圧給水装置点検業務         | ・汚水槽点検・清掃    |
| ・雑用水設備点検            | ・昇降機保守点検     |

- ・貯水槽清掃他業務
- ・浄化槽点検業務
- ・特定建築物等定期・日常清掃業務
- ・学校衛生環境管理業務(ビル管理法)
- ・消防設備点検業務
- ・自家用電気工作物定期点検業務
- ・遊具点検業務
- ・施設安全パトロール(年1回以上)
- ・学校園施設点検業務(学校保健安全法 学期ごと)

※保守点検等業務については再委託可。

※公共建築物定期点検業務は外壁全面打診等の点検含む。

※対象施設・業務については【資料1 | 対象施設・対象業務一覧】をご参照ください。

※小修繕実績については【資料2 | 過去2年間の小修繕実績】をご参照ください。

※保守点検業務の仕様については【資料3 | 各種保守点検業務委託仕様書】をご参照ください。

### (3) 予算規模

ア. 保守点検費及びマネジメント費 約 534 百万円/年(税込)(2024 年度実績)

イ. 小修繕費 約 1,400 百万円/年(税込)(2023 年度実績)

### (4) 契約期間

2025年10月～2031年3月までの5年半程度(引継期間6か月、運営期間5年)を検討しています。

## 3. スケジュール(予定)

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ①実施要領の公表 | 2024年12月24日(火)        |
| ②エントリー期限 | 2025年1月10日(金) 午後3時00分 |
| ③調査票提出期限 | 2025年1月24日(金) 午後3時00分 |
| ④対話期間    | 2025年1月29日(水)～2月5日(水) |
| ⑤調査結果の公表 | 2025年2月中旬ごろ           |

## 4. 事務局(提出・問い合わせ先)

神戸市教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課総務担当

調査票・説明資料等の提出は以下の電子メールアドレスまでお願いします。

その他、問合せ等がある場合は、電子メールにてお問い合わせください。

・E-mail : [hokatsukanri@city.kobe.lg.jp](mailto:hokatsukanri@city.kobe.lg.jp)

・TEL : 078-984-0684

## 5. サウンディング調査のながれ

①参加申込 ⇒ ②調査票の提出 ⇒ ③対話の実施 ⇒ ④調査結果の公表

### (1) 参加申込

本調査に参加を希望される事業者は、エントリーシート(様式1)を電子メールにて提出してください。

なお、電子メールを送付した場合、必ず電話にてメールの到着を確認してください。

#### ①参加申込期限

2025年1月10日(金)午後3時00分

## ②申込書送付先

「4. 事務局(提出・問い合わせ先)」に記載の電子メールアドレス

## ③留意事項

メールを送付される場合の件名、本文には以下の内容を記載して下さい。

件名:包括管理業務委託にむけたサウンディング型市場調査エントリーシートの提出

本文:団体名、ご担当者の氏名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)

## (2)調査票の提出

本実施要領および資料をご確認の上、調査票(様式2)に回答いただき、電子メールにて提出してください。なお、電子メールを送付した後に、必ず電話にてメールの到着を確認してください。

### ア. 調査票提出期限

2025年1月24日(金) 午後3時00分

### イ. 調査票送付先

「4. 事務局(提出・問い合わせ先)」に記載の電子メールアドレス

### ウ. 留意事項

メールを送付される場合の件名、本文には以下の内容を記載して下さい。

件名:包括管理業務委託にむけたサウンディング型市場調査調査票の提出

本文:団体名、ご担当者の氏名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)

## (3)ヒアリングの実施

### ア. 実施期間

2025年1月29日(水)～2月5日(水)

※ヒアリング対象事業者の参加状況等によっては、直接対話の取り止めもしくは実施期間の変更を行う場合があります。

### イ. 所要時間

30分から1時間程度

### ウ. 場 所

神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課

※場所の詳細は、日程決定のご連絡の際にお知らせします。

### エ. ヒアリングのテーマ

- ・調査への参加理由、事業者公募への参加可能性
- ・実施可能な事業規模(業務実施可能な施設数)の考え方
- ・事業費及びマネジメント費の考え方(可能な範囲でお願いします)
- ・市内業者の受注機会確保
- ・効率的な業務の実施手法 など

### オ. その他

・ヒアリングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

・ヒアリングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明資料等を用意される場合は、できるだけ事前に事務局あて電子メールにて提出してください。

提出先:「4. 事務局(提出・問い合わせ先)」に記載の電子メールアドレス

#### (4)調査結果の公表

サウンディング結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称および参加事業者のノウハウに係る部分については公表しません。

### 6. 注意事項

#### (1)参加事業者について

ア. 包括管理業務の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとし、個人での参加はできません。

イ. 本調査では、神戸市競争入札参加資格者名簿への登録の有無は問いません。

#### (2)参加資格について

本実施要領公表の日から調査票提出日までの間において、以下の要件全てに該当すること。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ. 神戸市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

ウ. 神戸市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

#### (3)その他留意事項

##### ア. 参加の取り扱い

本調査への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

##### イ. 費用負担

本調査への参加及び資料作成に要する一切の費用は、参加事業者の負担とします。

##### ウ. 提出書類の取り扱い、著作権

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。本市は、結果の公表、事業化の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

##### エ. 特許権等

提出書類に特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、参加事業者が負うものとします。

##### オ. 資料の取り扱い

本市が送付する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、参加事業者は、参加にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

##### カ. 追加対話等への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。